

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の一部を改正  
する規則のあらまし

- 1 地方公務員法の一部改正により、職員を企業長が定める職に昇任させる場合には、昇任試験又は選考が行われなければならないとされたことから、その職を主査級の職と定めます。また、昇任の方法は選考によるものとし、選考の実施は別に企業長が定めるところによるものとします。
- 2 改正後の地方公務員法では、採用と昇任について、それぞれ分離して規定されたことに準じ、本規則においても採用と昇任とを分離して規定します。
- 3 この規則は、公布の日から施行します。